

あか
灯り



～メッセージ～

灯りというタイトルには、

支援(光)で被害にあわれた方や社会を照らす

被害にあわれた方が自らの力で再び光

を生み出し、周囲を照らす

という意味をこめています。

ひとりでつらい思いを抱えていませんか。

ひとりでは進めないとき

誰かの手が必要なとき

少し休みたいとき

何をどうすればいいかわからないとき

私たちは、あなたのお手伝いをしていきます。

目次

第1章 支援の記録

- | | | |
|---|-----------------|------|
| 1 | 犯罪被害に関する相談先 | P.1 |
| 2 | ノートの使い方 | P.3 |
| 3 | 困りごとリスト | P.5 |
| 4 | 被害にあわれた方が抱える問題 | P.13 |
| 5 | 身近な生活支援などの記録 | P.17 |
| 6 | 各種手続のご案内 | P.25 |
| 7 | 被害にあわれた方のご遺族の手記 | P.29 |
| 8 | 県内の自助グループ | P.30 |

第2章 事件・事故の記録

- | | | |
|---|-----------------------------|------|
| 1 | 被害にあわれたときの記録 | P.31 |
| 2 | 加害者について | P.32 |
| 3 | 新聞記事のスクラップ | P.33 |
| 4 | 事件の流れ | P.35 |
| 5 | 警察、検察庁、裁判所、弁護士
とのやりとりの記録 | P.41 |

第1章 支援の記録

1 犯罪被害に関する相談先

公益社団法人

みえ犯罪被害者総合支援センター



(三重県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体)

まずはお電話かメールでご相談ください。
誰にも話せない事件の被害について、
今後、どうしていくか一緒に考えましょう。
そのためにまず勇気を出してご連絡ください。

支 援 内 容	専門の知識を有する相談員が、電話や面接での相談、情報の提供、病院・法廷などへの付添いなどを必要に応じて行っています。 また、弁護士による法律相談、臨床心理士や公認心理師による心理相談も行っています。
連絡先 な ど	【相談専用電話】 059-221-7830 (なやみなし) (平日午前10時~午後4時 年末年始祝日除く) 【相談メールアドレス】 mie-hanzai-higaisya@river.ocn.ne.jp 【ホームページアドレス】 https://mie-shien.com/

みえ性暴力被害者支援センター よりこ（寄り添う心）



ひとりで悩まず、電話やメールでご相談ください。

「よりこ」では、性犯罪や性暴力被害にあわれた方の心身が少しでも早く回復できるよう、総合的な支援を行っています。

支 援 容	性犯罪・性暴力被害にあわれた方のためのワンストップ支援センターです。 専門相談員が、電話・メール・面接等お話をうかがうほか、必要に応じて、弁護士による法律相談、臨床心理士や公認心理師によるカウンセリング、医療機関の紹介、関係機関への引継ぎ・紹介などを行います。
連絡先 な だ	【相談専用電話】 059-253-4115（よりこ） （平日午前10時～午後5時 年末年始祝日除く） 【相談メールアドレス】 yorico@tenor.ocn.ne.jp 【ホームページアドレス】 http://yorico.sub.jp/ <input type="text" value="よりこ みえ"/> <input type="button" value="検索"/>

2 ノートの使い方

被害にあわれて、本当につらく苦しいと思います。

このノートは、犯罪被害にあわれた方やそのご家族のご負担を軽くするため、さまざまな相談や手続などについて記録できるように作成したノートです。

いろいろなことを記録しておく、あとで役に立つことがあると思いますので、ぜひご活用ください。

① 困っていることを書き出してみよう。

毎日の生活のこと、心や身体の状態のことなど、困ったことはありませんか？

支援者や身近な人に知らせることで、一緒に考えたり、解決策が見つかったりします。気づいたときに困りごとリストに書き込んで、支援者に見せる方法もあります。

困ったときは、ノートを見せていただいて、私たち支援者にお手伝いさせてください。



② 説明を求められる内容を記録しておきましょう。

警察署や検察庁などさまざまな場所で、同じ内容を聞かれることがあります。

説明を求められるたびに、被害の内容を思い出すのはつらいことだと思います。このノートにまとめて書いたものを見せることで、繰り返し思い起こす苦痛を減らすことができるかもしれません。

③ 受けた説明を記録したり、もらった資料や名刺をファイルに入れて保管しましょう。

警察署、検察庁などさまざまな場所で説明を受け、資料や名刺などをもらうと思います。あとから見返すことができるように保管しましょう。



④ あなたを支援する人がいます。

被害にあったことで、今まで経験したことのない状況にいらっしゃることと思います。

警察や支援団体、県・市町などあなたを支援する人がいます。

支援者やまわりの人たちに知らせると、一緒に考えたり、解決策が見つかったりします。

支援者と一緒にこのノートに書き込んでいきましょう。

3 困りごとリスト

衝撃的な出来事の後には心や身体にさまざまな反応が生じます。それらは**ショックな出来事があった後に起こる正常な反応**です。あなたが弱いわけでもおかしいわけでもありません。そんな時は、あなた一人で頑張らずに、**迷わず支援を求めてください**。今、あなたが困っていることを書き出してみましょう。

① 初期的な困りごと

I 裁判関係	困りごとの例	メモ	解決
警察署の事情聴取	<input type="checkbox"/> ひとりでは不安		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> うまく話せない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 現場検証にひとりで行けない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 付添いをしてほしい		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/>
検察庁の事情聴取	<input type="checkbox"/> ひとりでは不安		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> うまく話せない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 付添いをしてほしい		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/>
弁護士相談	<input type="checkbox"/> ひとりでは不安		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> うまく話せない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> どのように相談していいかわからない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 付添いをしてほしい		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/>

Ⅱ 医療、 経済的 問題	困りごとの例	メモ	解決
体 調 不 良	<input type="checkbox"/> 眠れない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 頭痛やめまいがする		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 食欲がない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 怒りっぽく、イライラ する		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/>
通 院	<input type="checkbox"/> 付添いをしてほしい		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 通院の交通手段がない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 受診が不安		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 医療費が払えない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/>
経 済 的 な こ と	<input type="checkbox"/> 高額な医療費が不安		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 葬儀費用がない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 見舞金の手続きが わからない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/>

Ⅲ日常生活	困りごとの例	メモ	解決
安心安全の確保、生活拠点	<input type="checkbox"/> 家に住める状態ではない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 転居したい		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 公営住宅に入居したい		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 仮住まいを探している		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 加害者のことが怖い		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 近所の目が気になる		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 買い物に行けない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/>
報道	<input type="checkbox"/> 報道してほしくない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> マスコミが来るので困る		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> ニュースの記事に不満がある		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/>



I 裁判関係	困りごとの例	メモ	解決
民事裁判	□ 民事裁判の内容について知りたい		□
	□ 示談交渉について知りたい		□
	□ 法律相談を希望する		□
	□ 弁護士費用が知りたい		□
	□ 裁判の不安や問題がある		□
	□ 付添いをしてほしい		□
	□ その他（ ）		□

Notes

Ⅱ 医療、 経済的 問題	困りごとの例	メモ	解決
身体 の 状態	<input type="checkbox"/> 被害による治療が不安		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 眠れない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 食欲がない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 病気が悪化した		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 家族が病気になった		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 付添いをしてほしい		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/>
こころ の 状態	<input type="checkbox"/> 気分の落ち込みや自責 感がある		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 恐怖感や不安感がある		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 上記以外の症状がある		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 付添いをしてほしい		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> カウンセリングを受けたい		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> その他（ ）		<input type="checkbox"/>

Ⅱ 医療、 経済的 問題	困りごとの例	メモ	解決
経済的なこと	<input type="checkbox"/> 収入が減って不安である		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 犯罪被害者等給付金の手続きがわからない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 急な出費が不安		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 住宅ローン、家賃が払えない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 学費が払えない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 生活保護などを受けたい		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 相続上の問題がある		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 保険の手続きが不安		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/>

Notes

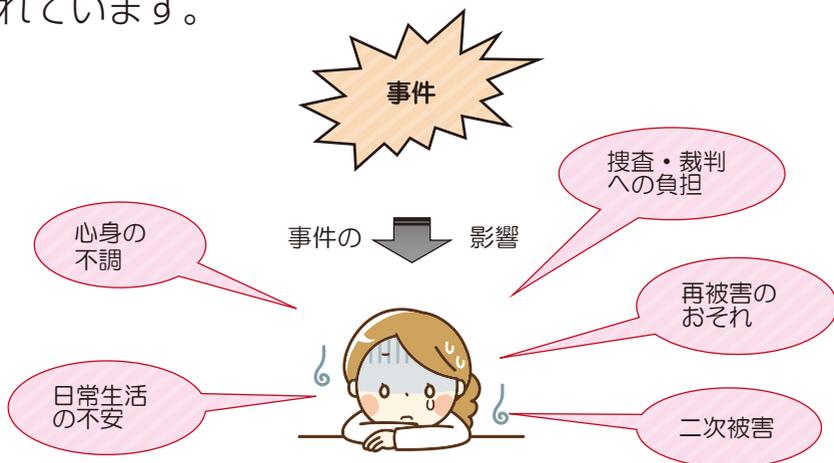
Ⅲ日常生活	困りごとの例	メモ	解決
日常生活の維持	<input type="checkbox"/> 仕事に行けない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 転職したい		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 解雇された		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 仕事が手につかない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 休みが取りづらい		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 育児・養育ができない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 介護ができない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 家族関係が悪化した		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/>
安全の確保	<input type="checkbox"/> 再被害が不安である		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 加害者について不安がある		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 個人情報を知られたくない		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 転居したい		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/>

4 被害にあわれた方が抱える問題

犯罪被害にあわれた方は、命を奪われる、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接の被害だけでなく、

- 事件にあったことによる精神的ショックや身体の不調
- 医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮
- 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- 周囲の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道による精神的被害

など、被害後に生じるさまざまな問題に苦しめられます。このような問題は総じて「二次被害」と言われています。



心身への影響

犯罪被害により、身体だけでなく、心にも強く影響を受け、

- これまで経験したことがない気持ちになった
- 自分がおかしくなった

と感じることがあるかもしれませんが。でもこれはあなたがおかしいではありません。あなたの身に降りかかったようなことを体験すれば、誰でもそのような心理状態になることがあります。

身体面では

- ・ めまい、過呼吸、動悸、下痢
- ・ 不眠、悪夢にうなされる
- ・ 吐き気、食欲不振



心理面では

- ・ 感覚や感情がマヒする
- ・ 何も考えられない。現実だという実感が無い。
- ・ 怒りや悲しみを抑えきれない。感情をコントロールできない

生活面では

- ・ 人混みが怖くて外に出られない
- ・ 仕事や学校に行きたくない
- ・ 人づきあいをしたくない

以上のような症状が続けば、カウンセリングや治療が必要になる場合があります。

悩みを一人で抱え込まずに、相談してください。

不安なこと、困っていることについて、あなたの気持ちに寄り添いながらお力になります。

被害にあわれた方を支援する機関・団体の役割

犯罪被害にあわれた方が抱える問題はさまざまです。

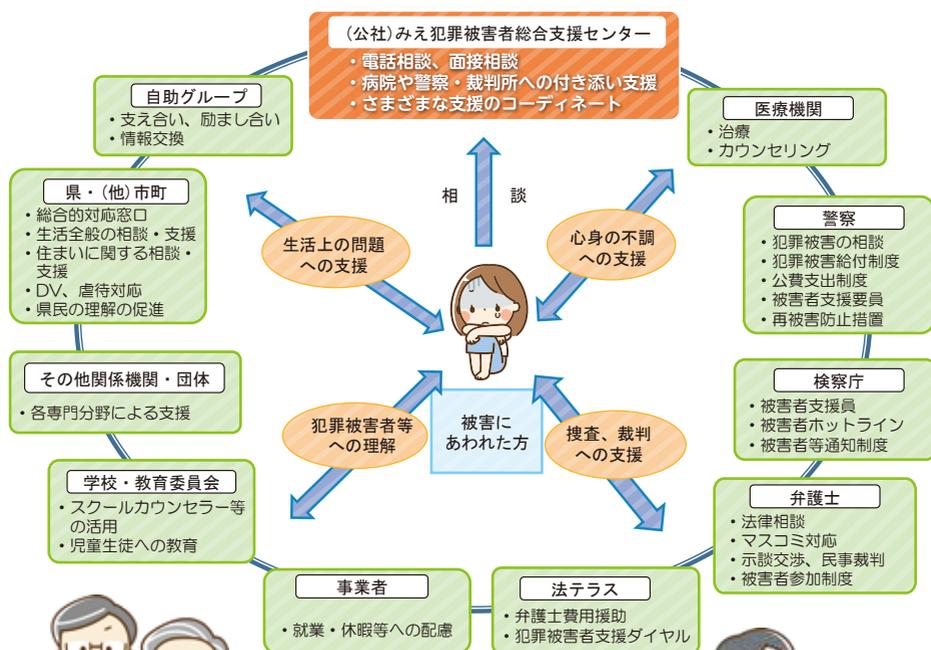
1つの機関・団体が持っている支援事業だけでは、対応できない場合があります。

こうした場合、あなたのニーズに応じて、関係機関・団体が連携して対応します。

個々の事情や状況に応じて、県や市町、関係機関・団体が連携して、常にいずれかの機関が寄り添い支援を続けていきます。

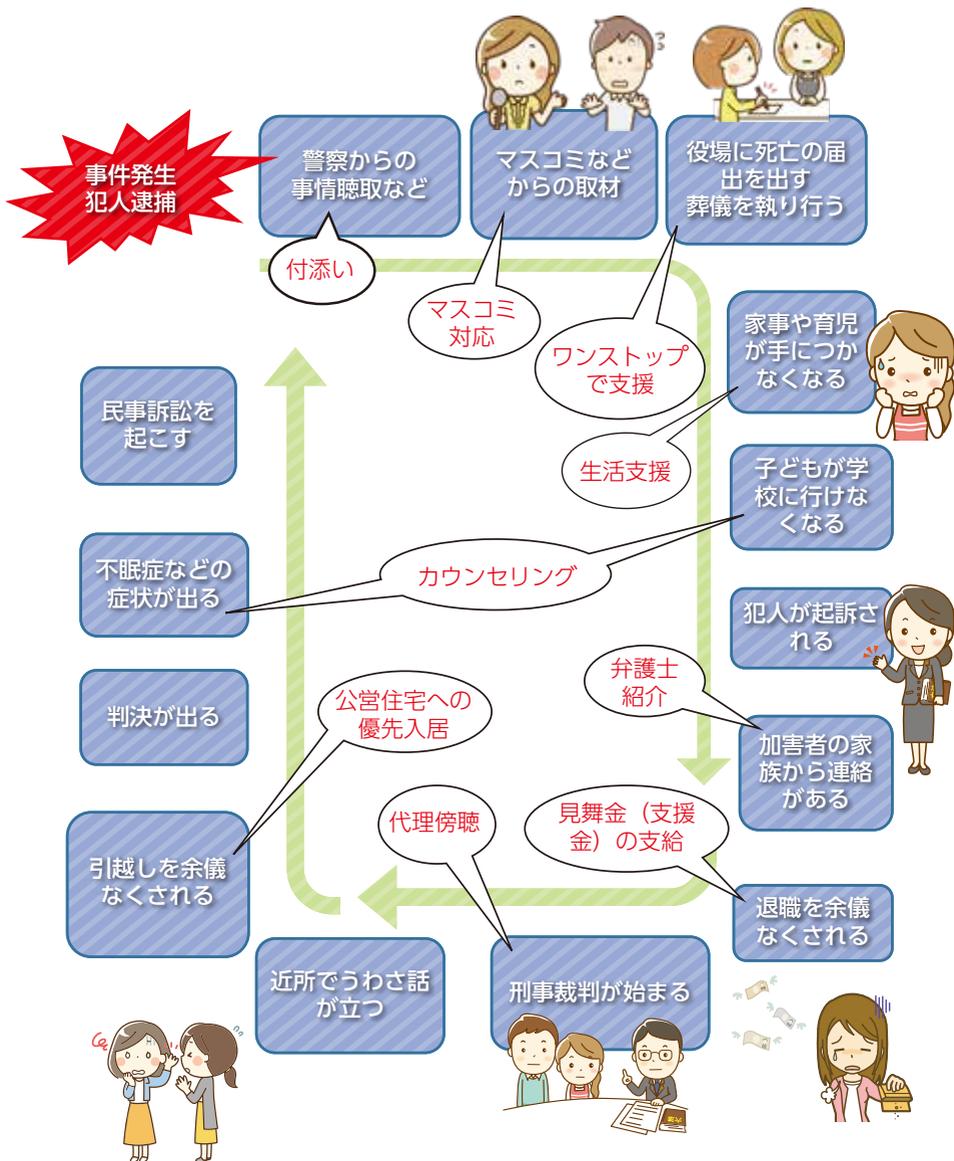
《各機関・団体の役割のイメージ図》

※ 犯罪被害にあわれた方がみえ犯罪被害者総合支援センターに相談した場合



犯罪被害にあわれた方の抱える問題と支援 について（一例をあげています）

犯罪被害にあわれた方に対して、支援者は寄り添い、支援を行います。



5 身近な生活支援などの記録

- ◎ 事件、事故の発生から各関係機関と話したこと、相談した内容、受けられた連絡事項などの身近な生活支援の記録を日ごとに記入していきましょう。
- ◎ 気づいたこと、感じたこと、自分の気持ちを書きとめておくのもよいでしょう。
- ◎ ご自身で記入できないときは、支援者や各関係機関の担当者に記入してもらいましょう。
- ◎ 書いたメモを貼っておくのもよいでしょう。
- ◎ 受け取った書類の項目だけを記入するにしてもよいでしょう。
- ◎ 書類を受け取ったら、ファイルに入れておきましょう。名刺も保管しておきましょう。



みえ犯罪被害者総合支援センターとの記録

年月日時	内 容	担当者	連絡先

みえ性暴力被害者支援センター よりことの記録

年月日時	内 容	担当者	連絡先

弁護士との記録

年月日時	内 容	担当者	連絡先

医療機関との記録

年月日時	内 容	担当者	連絡先

職場・学校との記録

年月日時	内 容	担当者	連絡先

県・市町との記録

年月日時	内 容	担当者	連絡先

(

)との記録

年月日時	内 容	担当者	連絡先

6 各種手続のご案内

犯罪被害によりさまざまな手続が必要になる場合があります。主な手続の窓口を以下に記載していますので、詳しくは各機関にご確認ください。なお、手続漏れや申請期限切れなどのないようご注意ください。

※下記一覧は例示で、機関・団体によっては下記のような制度のない場合もありますのでご了承ください。

要	済	手続	内容	窓口	必要書類、 その他備考
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	死亡届	埋火葬許可証の交付	市町	死亡診断書 (死体検案書) ※コピーを とっておく
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	世帯主変更届 (住民異動届)	世帯主の変更	市町	国民健康保険 被保険者証 (加入者)、 本人確認書類
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国民健康保険	資格喪失・ 加入・変更	市町	国民健康保険 被保険者証
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同上	葬祭費の申請	市町	国民健康保険 被保険者証 葬儀領収書
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他の健康保険(社保、共済、健保)	資格喪失・ 加入・変更	加入中の健康保険 組合勤務先	被保険者証
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	厚生年金	受給の停止	年金事務所	年金手帳
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	共済年金	受給の停止	共済組合	年金手帳または基礎年金番号 通知書
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国民年金	受給の停止	市町	年金手帳
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同上	死亡一時金 申請	市町	亡くなられた 方の年金手帳、 受け取り金融 機関通帳など

要	済	手続	内容	窓口	必要書類、 その他備考
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護保険	保険料支払い停止、保険証返却	市町	介護保険証
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	各医療証	返却	市町	障がい者手帳、後期高齢者医療証など
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高額療養費	申請	市町（国保）、各保険者	保険証、申請書、領収書
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	各手当	受給	市町	自立支援医療、児童扶養手当、児童手当、特別障がい者手当、障がい児福祉手当など
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	遺族、寡婦年金	申請	年金事務所、共済組合、市町	年金手帳、住民票（写）、所得証明書、子の在学証明書（高等学校等）、受け取り金融機関通帳など
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障害年金	申請	年金事務所、共済組合、市町	年金手帳、受診状況等証明書、受け取り金融機関通帳など
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	雇用保険	返却	ハローワーク	受給資格者証、死亡診断書（死体検案書）、住民票など
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	遺産	遺産分割協議書の作成	弁護士・司法書士・行政書士	遺産分割協議書、住民票
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	相続放棄、限定承認	相続放棄や限定承認を希望する	家庭裁判所	限定承認、相続放棄の申述書、財産目録、住民票

要	済	手続	内容	窓口	必要書類、 その他備考
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	土地・建物	相続登記	法務局	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	預貯金	払い戻し	金融機関	相続人全員の印鑑証明書、遺産分割協議書など
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自動車	名義変更、 廃車	陸運局	陸運局に詳細を確認（ケースによって必要書類が変わる）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	準確定申告	所得税	税務署	死亡者の確定申告書付表
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	相続税	税務署	相続税申告書（税務署もしくは税理士と相談）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療費控除	税金の還付	税務署	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	寡婦控除 ひとり親控除	控除額上乘せ	税務署	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運転免許	返却	警察署	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	犯罪被害者等給付金	給付金の申請	警察署	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	傷病手当金	受給	年金事務所、健康保険組合	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	民間の医療・生命保険など	保険金請求	保険会社	保険証券、住民票受取人の印鑑証明書

要 済	手続	内容	窓口	必要書類、 その他備考	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	電気・ガス	名義変更・解約	各届出会社	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	水道	名義変更・解約	水道局	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	電話	名義変更・解約	各届出会社	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	携帯電話	名義変更・解約	各届出会社	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	パスポート	返却	各都道府 県庁旅券課	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	賃貸借契約	名義変更・解約	不動産会社	契約書、重 要事項説明 書
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	新聞	名義変更・解約	新聞販売店	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	クレジット カード	解約	クレジッ トカード 会社	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	スポーツク ラブなどの 会員	解約	店舗など	会員証、申 込書



7 被害にあわれた方のご遺族の手記



鷺見三重子様（いのちの言葉プロジェクト代表）の手記

もう帰ってこないのは解っているのに、今日も帰宅途中の高校生の中に拓也を探している。

「腹へった、今日は何」と言う声をもう一度聞きたい。

平成9年4月24日、横断歩道で事故に遭い「覚悟をしてください」と何度言われても、我が子が死ぬとは思わなかった。

意識は戻るとお守りを手に巻き付け、頭をなで足をさすり「苦しいと言ってごらん」「お母さんと言ってごらん」と耳元でささやいた。

けれども一度も目を開けることもなく、言葉を交わすこともなく5月8日天国へ旅立って逝きました。

高校二年生16歳になったばかりで、その日は弓道場で連続15射的中して、道場の壁に拓也の札が掛けられました。

拓也は自分の力で生きた証を残していったね。

せめて修学旅行と全国大会には、行かせてあげたかったよ。

加害者は免許停止にも関わらず、親が「あの車は縁起が悪い」と新しい車を買って与えられていました。

その時の裁判で、張り裂けそうな苦しみと悲しみが押し寄せましたが、担任の先生から拓也が制作した「体育祭の旗」を見せて頂くと、「七転び八起き」と書いてありました。

友人たちは揃って「拓也と一緒にいると本当に面白くて楽しかった」と、話してくれました。

拓也が命をかけて伝えたかったことは、「社会のルールを守るう」

それは誰もが「命を奪うために生まれて来る命も、命を奪われるために生まれて来る命もないんだ」と、社会のルールを守れば被害者も加害者も出ないと気づかせてくれたね。

きっと拓也が生まれてきたわけは…

「しあわせの種を蒔く事、蒔き終わったので元の場所に帰って行った」と考えることにするよ。

そして、体育祭の旗に書かれてたように「七転び八起き」と家族に最後のメッセージを届けてくれて、本当にありがとう。

拓ちゃんへ
転んでも 起き上がって
生きていきます。
拓也の家族だから。



8 県内の自助グループ

自助グループとは、犯罪被害により、同じような問題を抱えた被害者の方々が、語り合いやさまざまな活動を通じて、精神的に支え合うことで、再び立ち上がろうとする被害者の方々のためのグループです。

① 三重県交通遺児を励ます会（会長 安田厚子）

活動内容など	交通事故により父母、その他の保護者が亡くなられたご家庭の子どもの自立を見守り支援するため、交通遺児家庭が相互に癒し合い、励まし合うことを目的として活動している「交通遺児家庭による交通遺児のための自助団体」です。交通遺児家庭への支援、親睦、生活相談や情報提供を実施しています。
電話など	【電話】 059-364-5562 【URL】 http://miekoutsuuiji.localinfo.jp/

② 生命のメッセージ展in三重（三重実行委員会代表 垣内奈穂子）

活動内容など	「生命のメッセージ展」は、理不尽に生命を奪われた被害者一人ひとりの等身大の人型パネルと生きた証の象徴である靴の展示です。被害者のご家族は、「生命の大切さ」を伝えるメッセージを受け取ってもらうための活動をしています。
電話など	【電話】 090-9338-0242 【URL】 http://www.inochi-message.com/

③ いのちの言葉プロジェクト（代表 鷺見三重子）

活動内容など	代表の鷺見三重子氏は、平成9年、当時16歳だった息子さんを交通事故で亡くされ、その後「いのちの言葉プロジェクト」を設立しました。「いのちの灯り」の展示、小学生を対象とした人形劇「しあわせの種」の上演や絵本の作成などの「いのちの大切さ」を発信する活動をしています。
電話など	【電話】 0594-76-7338 【URL】 http://akari.readymade.jp

第2章 事件・事故の記録

1 被害にあわれたときの記録

警察での事情聴取やその後の裁判などで必要となる情報ですので、思い出せることを書いておきましょう。

事件の記憶をなぞることは精神的な苦痛を再体験することになりますので、わからないことや今は**書きたくないことは空白にしておいてかまいません。**

- 事件、事故の起きた日時

_____年 _____月 _____日 (_____)

_____午前 ・ 午後 _____時 _____分

- 事件、事故の起きた場所

- その他、何か気づいたことがあればメモをしておきましょう。

.....
.....
.....
.....
.....

2 加害者について

※ 書くことが負担になる場合は、記入する必要はありません。

裁判やその他の手続きで必要になる場合がありますので、加害者側の情報を記録しておきましょう。わからない場合は、警察官や検察官に聞いてみましょう。

○ 加害者
住 所：

氏 名：

生年月日：

連絡先：

勤務先：

勤務先の連絡先：

○ 加害者の家族
住 所：

氏名及び続柄：

連絡先：

○ 加害者の弁護士
事務所の所在地：

法律事務所名：

氏 名：

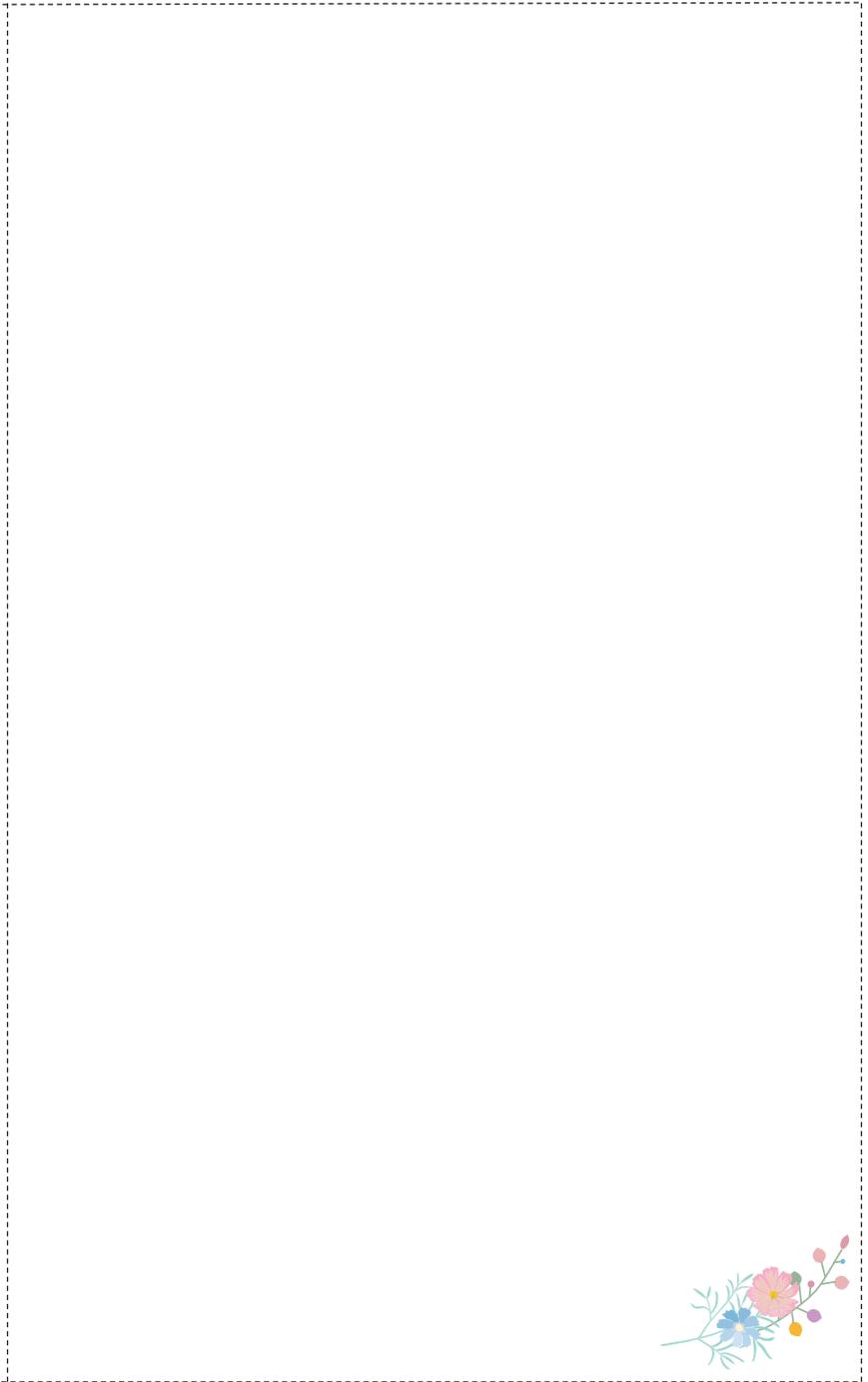
電話番号：

3 新聞記事のスクラップ

新聞記事のスクラップは、客観的な記録になります。

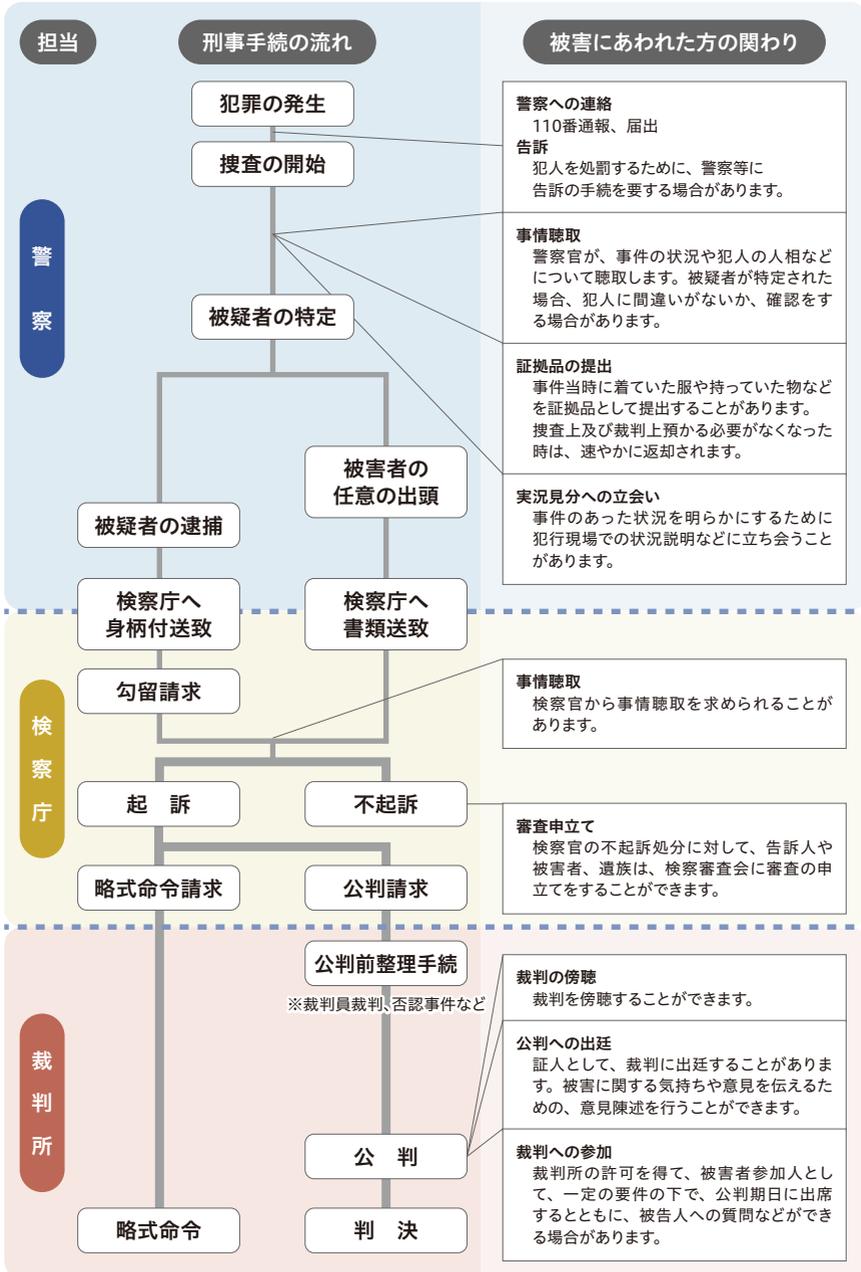
※ 切り抜いた新聞の名前、日付をメモしてスクラップ
しましょう。





4 事件の流れ

一般的な刑事事件の流れと被害にあわれた方の関わり



① 事件発生 _____ 年 月 日

② 被害届の受理日 _____ 年 月 日

被害届の受理番号

③ 加害者逮捕 _____ 年 月 日

逮捕の罪名

④ 送検 _____ 年 月 日

⑤ 起訴・不起訴 _____ 年 月 日

起訴の罪名

⑥ 公判 月日と時間を記入

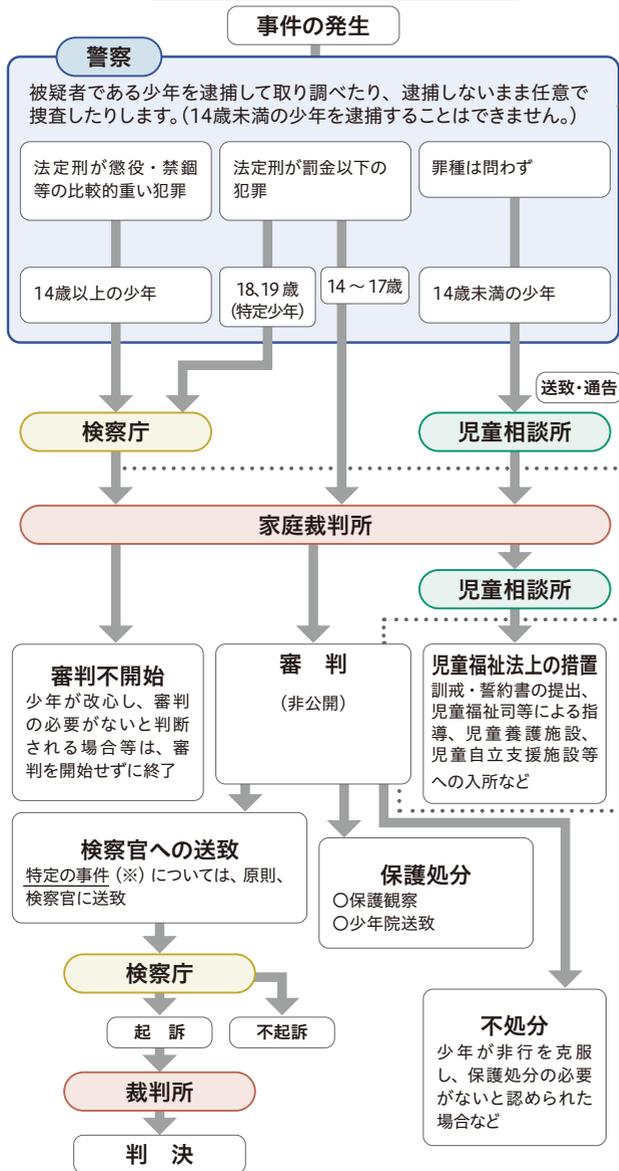
⑦ 判決 _____ 年 月 日
(控訴・上告の場合あり)

⑧ 判決確定 _____ 年 月 日

事案によって手続きの流れがそれぞれ異なる場合があります。
支援者と一緒に確認しましょう。

少年の審判手続及び刑事手続の流れ

少年の審判手続及び刑事手続の流れ



被害にあわれた方の関わり

- 事情聴取
- 証拠品の提出
- 実況見分への立会い等、成人事件とほぼ同様です。

- 事情聴取
- 検察官から事情聴取を求められることがあります。

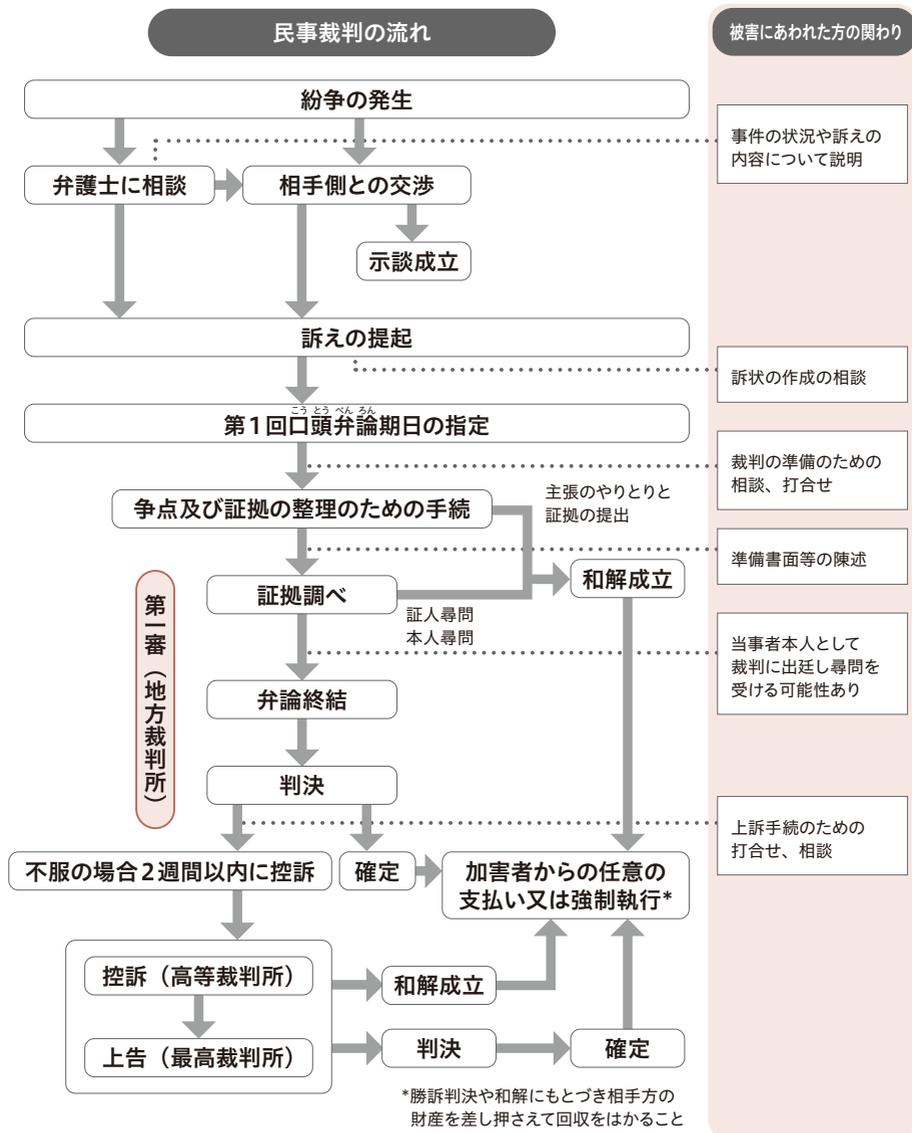
- 証人尋問、参考人尋問
- 証人として尋問されたり、参考人として供述を求められたりすることがあります。

- 一定の重大事件について審判の傍聴ができる場合があります。被害に関する気持ちや意見を伝えるための意見陳述を行うことができます。

※特定の事件

- ①16歳以上の少年(犯行時)が殺人等故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件
 - ②特定少年(犯行時)による死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件
- ・特定少年～18歳及び19歳の者

民事裁判の流れと被害にあわれた方の関わり



捜査

捜査とは、証拠を収集し、被疑者（犯罪の嫌疑がある者）を見つけ出し、被疑者が犯したとされる犯罪事実を明らかにすることを言います。

捜査機関（一般的に警察）は、被疑者に証拠隠滅及び逃走のおそれがある場合、被疑者を逮捕し、48時間以内に事件を検察官に送致します。

これを受けた検察官は継続して被疑者を拘束して、捜査する必要があると判断した場合、24時間以内に裁判官に対し、被疑者の勾留を請求し、これが認められると被疑者は通常10～20日間勾留され、その間に捜査機関において捜査を進めます。

起訴

検察官は、捜査の結果を踏まえ、被疑者を刑事裁判にかけるかどうか決定します。

裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」といいます。

また、100万円以下の罰金・科料に相当する事件で被疑者に異議のない場合、起訴手続きを簡略化した「略式起訴」が取られる場合があります。

この場合、簡易裁判所において、検察官の提出した書面により、審査を行い、略式命令が発せられます。

裁判

裁判が開かれる日（公判期日）が決められ、公判期日において裁判所で審理が行われ、判決が下されます。

判決に不服がある場合、被告人（起訴され、判決が確定していない者）及び検察官はさらに上級の裁判所での審理（1回目：控訴、2回目：上告）を申し出ることができます。

少年事件

加害者が14歳以上の少年事件の場合、「捜査」は成人と概ね同様ですが、原則すべての事件が検察官などから家庭裁判所へ送致されます。

家庭裁判所では、少年審判を開くかどうかを判断し、審判を開く場合、審判には少年のほか、保護者、付添人として弁護士などが参加します。審判では、刑罰ではなく少年の反省を促し、その健全な育成を図るための保護処分が決められます。

ただし、犯行時16歳以上の少年が故意の犯罪行為により、被害者を死亡させた場合などは、事件が家庭裁判所から検察官に送致（逆送）され、成人と同様の刑事裁判が開かれることがあります。

少年が14歳未満の場合は、原則刑事罰の対象ではないため、児童福祉法上（訓戒・児童委員などによる指導・児童養護施設などへの入所など）の措置が優先されます。

5 警察、検察庁、裁判所、弁護士とのやりとりの記録

(1) 警察との記録

警察では、加害者を検挙して処罰するため、刑事手続上必要なことを聞かれたり立会いを求められたりします。

具体的にどのようなことが行われるのか、確認しておきましょう。

① 事情聴取・被害届

捜査員が事件の状況について、事情を伺います。

事情聴取では思い出したくない、言いたくないこともあるかと思いますが、必要があつて聴かれるものです。

女性（男性）警察官による聴取などを希望する場合は、遠慮なく申し出ましょう。

② 証拠品の提出

加害者や事実を明らかにするため、被害時に着ていた服などの提出を求められることがあります。

これらの証拠品は、捜査や裁判の過程で必要がなくなればお返し（還付）することもできます。

③ 実況見分などへの立ち合い

犯罪現場を確認する際に立ち会っていただくことがあります。

写真撮影や計測などを行うため、時間を要する場合がありますが、事実の解明や犯罪の立証に必要な場合に行うものです。

④ 解剖

事件・事故で当事者の方が亡くなった場合、ご遺体の解剖を行う場合があります。亡くなられた原因を明らかにするために必要な手続きです。

警察との記録

年月日時	内 容	担当者	連絡先

(2) 検察庁との記録

事件・事故が発生した場合、加害者を裁判にかけるかどうかを決定するのは検察官です。裁判を行うためには検察官に対しても丁寧に説明する必要があります。

また加害者が起訴された場合、被害にあわれた方が刑事裁判に関わる手段として、次の3つが考えられます。

- ① 証人になる
- ② 被害者の意見陳述制度※を使う
- ③ 被害者参加制度※を使う

事前に検察官から十分な説明を受けましょう。
なお、※の具体的内容については、45ページにある「(3)裁判所との記録」に記載しています。

そのほか、以下のことにも確認をしておくといでしょう。

- 裁判に行けない日を伝える
- 証人として証言する場合の付添いやついたての利用
- 法廷で被害者の住所や氏名を読み上げないこと
- 傍聴席の優先的確保
- 遺影の持ち込みの可否
- 控え室の確保
- 駐車場の利用
- 裁判記録の閲覧・謄写（コピー）

検察庁との記録

年月日時	内 容	担当者	連絡先

(3) 裁判所との記録

被害にあわれた方が刑事裁判へのかかわり方をご自身で選べるようになりました。

どのような方法で裁判に参加できるのか、以下に挙げます。

① 証人として証言する

証人の証言は裁判で証拠として扱われます。

証人は聞かれたことに対してのみ答えることができます。

出廷時の精神的な負担を軽くするため、付添いやついで、ビデオリンク方式(モニターを通じて別室の証人に尋問を行なう)などの制度があります。

② 被害者の意見陳述制度の利用

被害者が法廷で自分の気持ちを述べる制度です。

ここでの意見は、後に量刑を決める判断の材料になります。

※③の被害者参加人が行う事実関係や法律の適用についての意見陳述と区別して「心情の意見陳述」と言われています。

③ 被害者参加制度の利用

被害者参加人になると、

ア 公判期日に検察官席の隣りなどに着席し、裁判に出席すること

イ 検察官の職権行使に関し、意見を述べたり説明を受けたりすること

ウ 一定の範囲内で証人に尋問すること

エ 一定の範囲内で被告人に質問すること

オ 事実関係や法律の適用について意見を述べること

ができるようになります

※損害賠償命令制度の利用

刑事事件を担当した裁判所が有罪の言渡しをした後、引き続き損害賠償請求についての審理も行ない、加害者に損害の賠償を命じることができます。

裁判所との記録

年月日時	内 容	担当者	連絡先

(4) 弁護士との記録

弁護士は、次のようなサポートができます。

- ① 警察や検察庁への被害届や告訴状の提出
- ② 報道機関への対応、折衝
- ③ 加害者側弁護士との示談交渉
- ④ 刑事裁判への被害者参加
- ⑤ 損害賠償命令申立て
- ⑥ 民事裁判の提起

「弁護士に何をしてもらいたいのか分からないのに相談してもいいの?」「弁護士に相談するのに費用はいくらかかるの?」などと不安に思われるかもしれません。

三重県では**無料で犯罪被害の法律相談ができる制度があります**。どのような弁護士サポートを受けられるのか一度ご相談ください。

お問い合わせ先

三重弁護士会

犯罪被害者支援センター

【電話】 059-228-2232 (代)

【受付時間】

平日 (年末年始、祝日除く) 9:00~17:00

【URL】 <https://mieben.info/archives/center/90/>

日本司法支援センター (法テラス)

犯罪被害者支援ダイヤル

【電話】 0120-079714

【受付時間】

平日 9:00~21:00、土曜日 9:00~17:00

(年末年始、祝日除く)

弁護士との記録

年月日時	内 容	担当者	連絡先

() との記録

年月日時	内 容	担当者	連絡先

年 月 カレンダー		
日付	曜日	メモ
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		



年 月 カレンダー

日付	曜日	メモ
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		

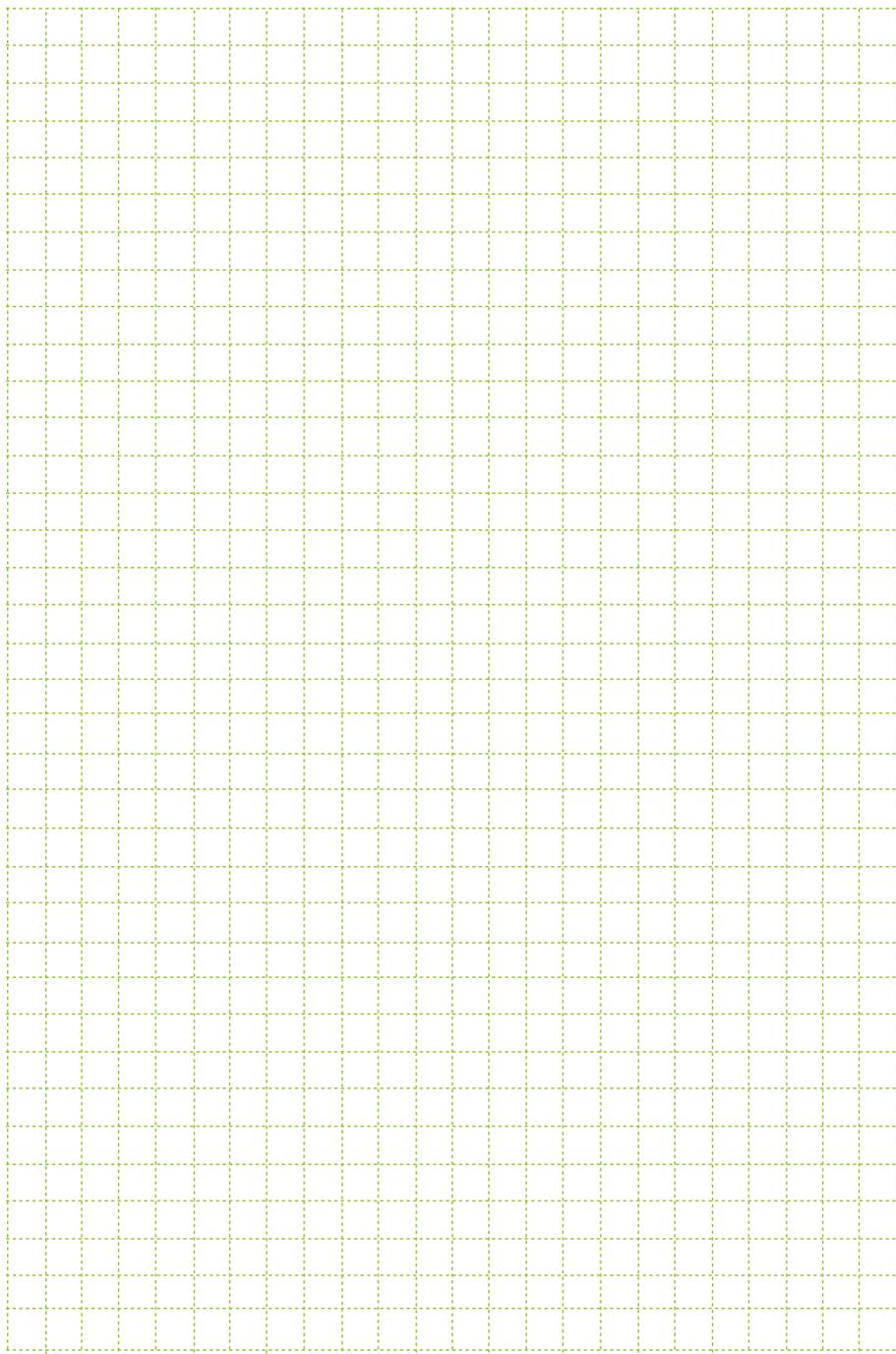
日々のきろく

月 日 () 天気

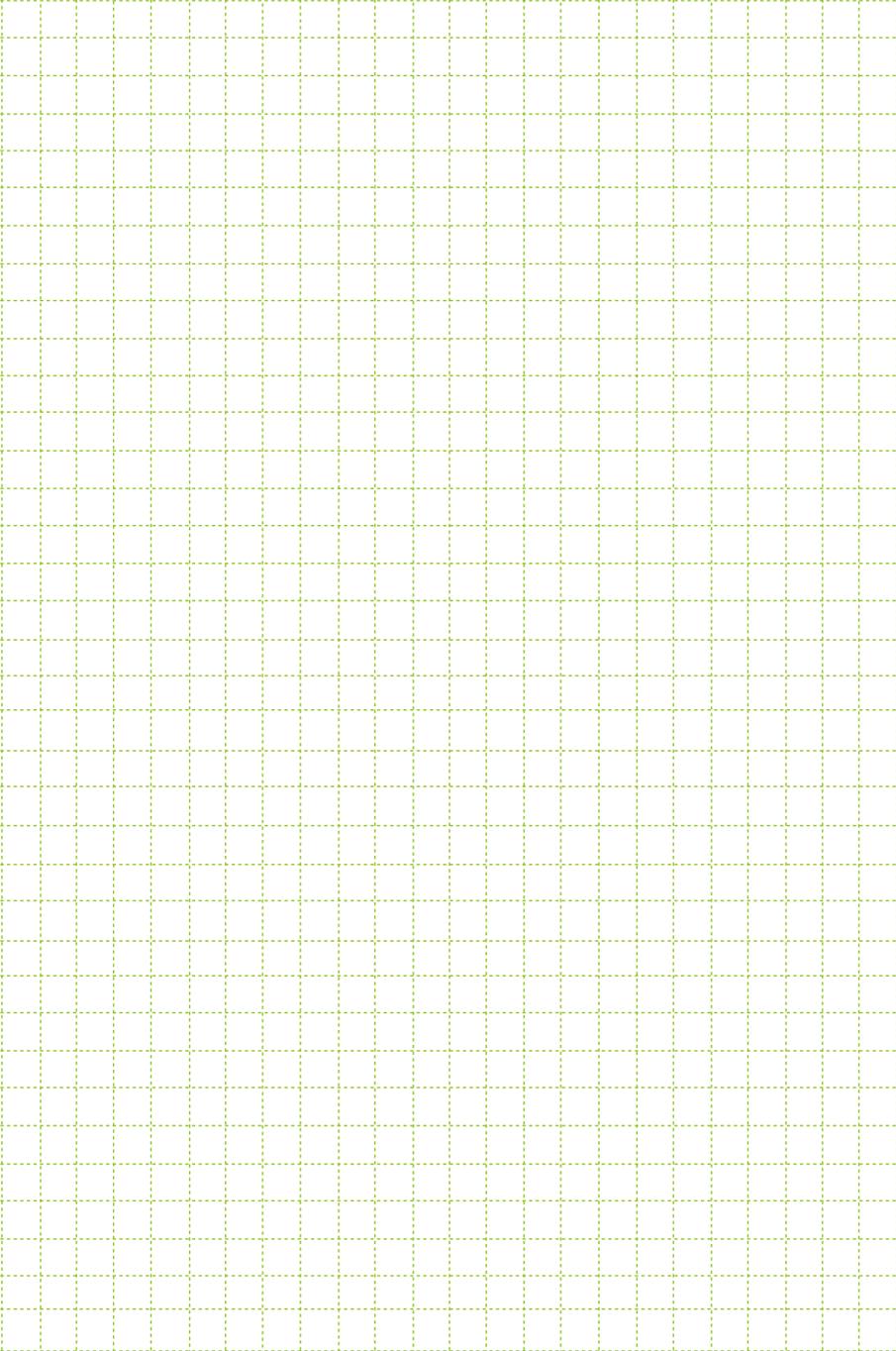
日々のきろく

月 日 () 天気

memo



memo



あが

灯り

(犯罪被害にあわれた方のためのノート)

【作成】

三重県 環境生活部 くらし・交通安全課
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
電 話 059-224-2664
E-mail anzen@pref.mie.lg.jp

【協力】

三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会

「灯り」は三重県くらし・交通安全課のホームページからダウンロードできます。

三重県 犯罪被害者等 支援



2022(令和4)年3月

